		する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号。以下「平成二十七年経過措置政令」という。以下同じ。）第十四条第一項により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第三十九条第一項第一号
［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］
第三十三条の六第二項第八号	［略］	［略］
第三十三条の六第二項第十号	［略］	第一項第三号に関して、事業団はその事実について学校法人等の意見を求める
第三十三条の六第三項	前二項の場合において、遺族共済年金を受けるべき同順位の遺族が二人以上あるときは、そのうちの一人を当該遺族共済年金の請求及び受領についての代表者と定め、その代表者が前二項の規定による書類に同順位の遺族全員の同意書を添えて、事業団に提出する	
［略］	［略］	［略］
第三十三条の八の二第一項（各号を除く。）	法第二十五条において準用する組合法第七十四条の二第一項	平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第七十四条の二第一項
第三十三条の八の二第一項第一号	申出書に当該申出に係る年金の金証書を添えて、	申出書を
第三十三条の八の三第一項（各号を除く。）	法第二十五条において準用する組合法第七十四条の二第三項	平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第七十四条の二第三項
	及び住所	、住所及び本人確認番号
	申出書に当該申出に係る年金の金証書を添えて、	申出書を

［同上］	［同上］	［同上］
［同上］	［同上］	［同上］
第三十三条の六第二項第八号	［同上］	［同上］
第三十三条の六第二項第九号	前項第四号、第五号、第五号の三	第五号の三
第三十三条の六第二項第十号	［同上］	［同上］
第三十三条の六第三項	前二項の場合において、遺族共済年金を受けるべき同順位の遺族が二人以上あるときは、そのうちの一人を当該遺族共済年金の請求及び受領についての代表者と定め、その代表者が前二項の規定による書類に同順位の遺族全員の同意書を添えて、事業団に提出する	
［同上］	［同上］	［同上］
第三十三条の八の二第一項	法第二十五条において準用する組合法第七十四条の二第一項	平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第七十四条の二第一項
第三十三条の八の三第一項	申出書に当該申出に係る年金の金証書を添えて、	申出書を
	及び住所	、住所及び本人確認番号
	法第二十五条において準用する組合法第七十四条の二第三項	平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第七十四条の二第三項
	申出書に当該申出に係る年金の金証書を添えて、	申出書を